

精華町第 11 次高齢者保健福祉計画・精華町第 10 期介護保険事業計画
策定方針（素案）

精華町では、次期計画について、次のような方針のもとで策定作業を進めていきます。

■策定趣旨

団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025 年(令和 7 年)を迎え、2040 年(令和 22 年)に向けて、85 歳以上の高齢者や医療・介護を必要とする人の増加が見込まれています。一方で、生産年齢人口の減少により、介護人材の確保も大きな課題となっています。このため、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを、さらに深化・推進する必要があります。

精華町では、2024 年(令和 6 年)3 月に策定した「精華町第 10 次高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者福祉施策及び介護保険事業を推進してきました。今般、これまでの取組を見直し、2040 年を見据えた持続可能な介護サービス提供体制の確保と、高齢者福祉のさらなる充実を図るものです。

■ 計画の位置づけ

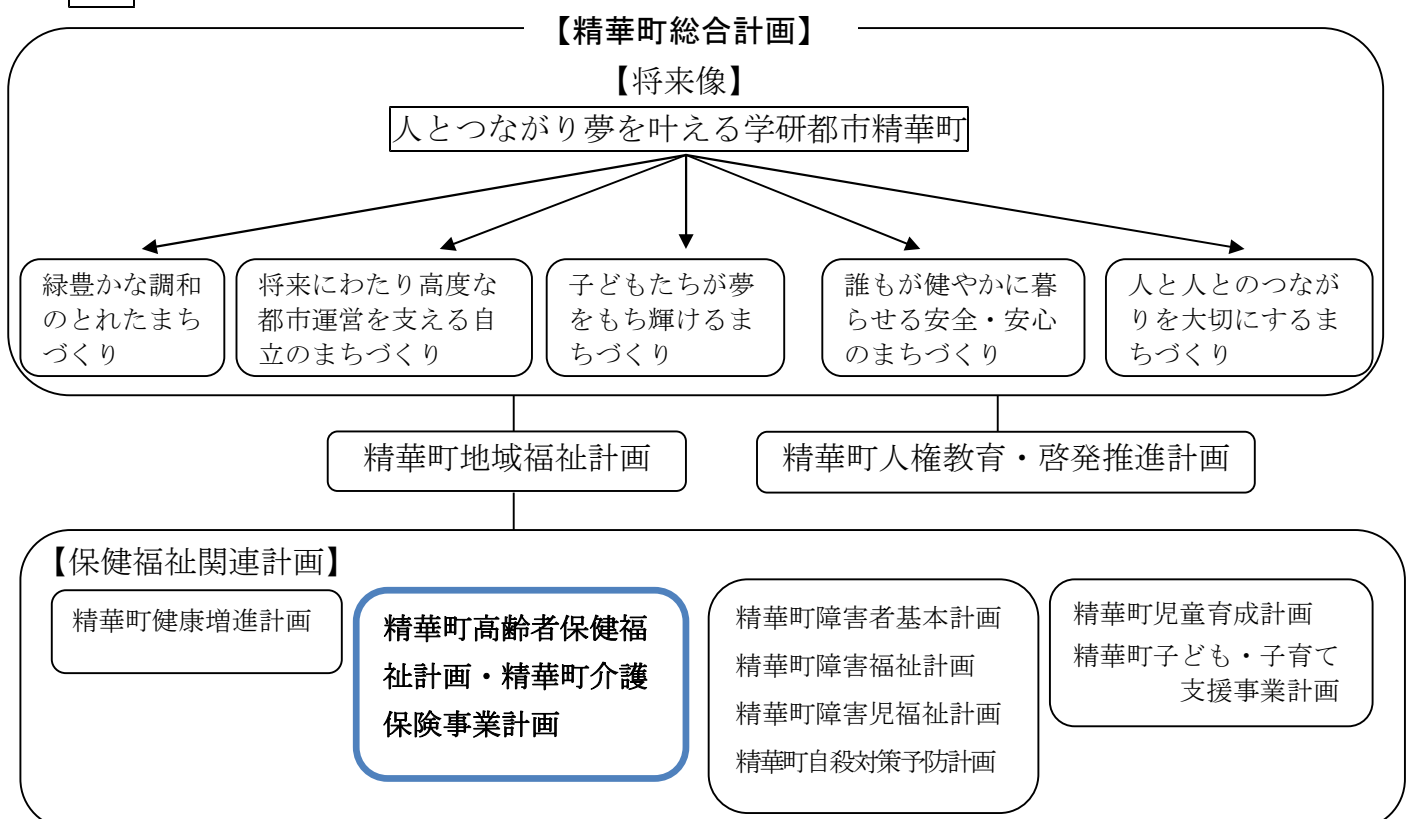
高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に、介護保険事業計画は介護保険法第 117 条に基づく市町村計画として策定する計画である。（別添参考資料参照）

高齢者保健福祉計画は、要介護認定者等に限らず高齢者全般にわたる計画であり、介護保険事業計画と相互に連携する必要があるため、2 つの計画を一体化して策定する。

上位関連計画には、「精華町総合計画」及び「精華町地域福祉計画」があり、本計画は、精華町地域福祉計画の福祉分野の個別計画として位置付けられる。

また、「精華町地域福祉計画」「精華町健康増進計画」「精華町障害者基本計画・障害福祉計画」「精華町児童育成計画精華町子ども・子育て支援事業計画」「精華町人権教育・啓発推進計画」等との整合を図る。

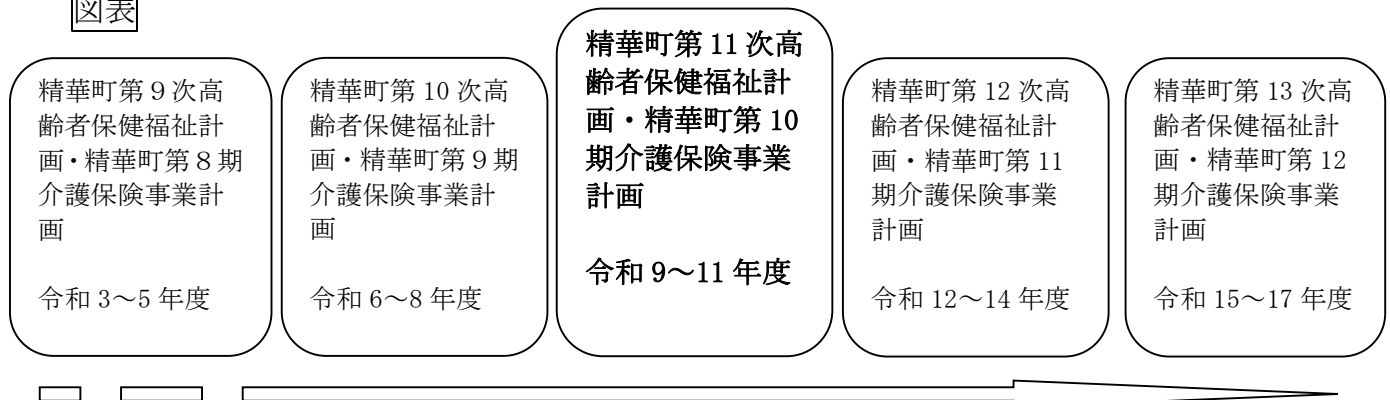
図表



■ 計画期間について

- 第11次高齢者保健福祉計画は、2040年(令和22年)に向けて、85歳以上の高齢者や医療・介護を必要とする人の増加、生産年齢人口の減少などが見込まれる中、中長期的な視点に立った施策の展開を図るための計画として策定します。
- 第10期介護保険事業計画は、2027年度(令和9年度)から2029年度(令和11年度)までの3年間を計画期間として策定します。
- 第11次高齢者保健福祉計画は、第10期介護保険事業計画の改定に合わせて、必要に応じて見直します。

図表



※P D C A (PLAN 計画 DO 実行 CHECK 評価 ACT 改善)の一環として、介護保険事業計画等の達成状況等について、実績の評価を行い、新たな取組につなげていくことが重要。

■ 「基本理念」と「計画の目標」

第10次高齢者福祉計画と同じ考え方を継承します。

○基本理念

「いくつになっても にっこり笑顔 仲間とともに

元気に暮らせる 精華町」

○計画の目標

「誰もが自分らしく高齢期を楽しめるまち」

「介護が必要になったときの安心があるまち」

■ 「施策領域」「施策」について

- 現計画は2つの施策の柱とそれぞれの施策領域、合わせて13の施策領域で構成しています。この枠組みを基本として、国の動向や要介護・要支援者の増加、町の高齢者を取り巻く課題を踏まえて、施策領域の再設定や施策の充実を図ります。